



平成23年6月1日

議員年金制度廃止へ

総務省は、平成22年12月、地方議会議員の年金制度に関し、制度廃止の方針を示しました。平成の大合併などで議員数が大幅に減少した上、受給者が急増したことから、年金財政が悪化し、将来にわたってこの制度を維持することが困難であるためです。

平成23年4月1日、制度廃止に関する法案が国会に提出されました。

現在年金を受給している人がいますので、その支払いに必要な費用の財源は、各地方公共団体が公費で負担することになります。

なお、これらの財源については、地方交付税で保障されることになっています。



廃止時に現職である議員

◆廃止時に年金受給資格を満たしている者（在職12年以上）

議員に就職してから納めてきた掛金等総額の80%を一時金として受け取るか、年金の給付を受けるか選択できます。

◆廃止時に年金受給資格を満たしていない者（在職12年未満）

掛金等総額の80%の一時金が給付されます。

廃止時、既に退職年金・遺族年金を受給している者

年金給付を継続。ただし、退職年金額が年額200万円を超える者及び高額所得者には、支給額の引き下げ等が行われます。

玉村町議会 被災地へ義援金を

玉村町議会は、日本赤十字社群馬県支部を通して、東北地方太平洋沖地震の被災地に義援金を贈りました。

義援金は、全議員（16人）の募金によるもので、第1回目（3月28日）に16万円、第2回目（3月31日）に80万円を贈りました。

また、さらに今後半年間、毎月16万円ずつ贈ることを決めています。

日本赤十字社群馬県支部からは、3月11日の地震発生時から被災地に救護班などを派遣し、被災者の救援を行っていること、また防災ボランティア・奉仕団の活動などについて、報告を受けました。

